

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十二年 月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 附 則</p> <p>1 } 9 (略)</p> <p>10 三重県議会議員の議員報酬の月額、平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。</p>	<p>1 附 則</p> <p>1 } 9 (略)</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議員報酬を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。